USEN GATE 02
USEN 光アクセスサービス契約約款

2026 年 11 月 13 日版
株式会社 ＵＳＥＮ ＩＣＴ Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ

第1条　（サービスについて）
USEN GATE 02 USEN 光アクセスサービス（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社ＵＳＥＮ ＮＥＴＷＯＲＫＳ（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条　（約款の変更）
当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条　（約款の読替え）
サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条　（適用関係）
本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」および「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。
2 当社は、特定協定事業者約款の別紙　料金表【通則】および、別紙　料金表【料金】は適用しません。

第5条　（利用契約申込みの方法）
本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

第6条　（利用契約申込みの承諾）
当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。
2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）
3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
(2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
(3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
(4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
(6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条　（料金の支払い義務）
本サービスの料金は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を支払うものとします。なお、本サービスの提供開始日は当社から利用申込者へ通知します。
2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。
3 当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

第8条　（申込みの取消し）
利用申込者は、申込みから工事予定日の 8 営業日前までの期間に限り、当社が別途定める料金表記載の一時金を支払うことにより、利用契約の申込みを取消すことができるものとします。工事予定日の 7 営業日前以降の取消しはできないものとします。

第9条　（契約者が行う利用契約の解約）
契約者は、自ら利用契約の解約を行う場合、解除日を指定し、その 1 ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知するものとします。（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）なお、指定の解約日に当社にて解約処理ができない場合、当社にて解約日を指定し利用契約を解約するものとします。
2. 契約者は、最低契約期間の定めのある本サービス利用契約を当該最低契約期間内に解約する場合、別段の定めがある場合を除き、当社の定める解約事務手数料を支払うものとします。

第10条　（当社が行う利用契約の解除）
当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。
2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知･催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。
(1) 銀行取引停止処分を受けたとき
(2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
(3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
(4) 解散の決議をしたとき
(5) 違法行為をしたとき
(6) 本契約に違反したとき
(7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
(8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき
3 前 2 項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、利用機器の設置予定日の属する月の翌月末を

過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は利用契約を解除することができます。

第11条　（不可抗力）
天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとします。
2　前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第12条　（損害賠償額）
契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社および特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社および特定協定事業者に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。
2　当社または特定協定事業者が、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

第13条　（個人情報の取扱い）
当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。
2 当社規程に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第14条　（権利義務の譲渡禁止）
契約者および当社は、本利用契約上の地位並びに本利用契約に基づく一切の権利および義務を、第三者に譲渡、承継、貸与、担保提供その他一切の処分をすることはできないものとします。

第15条　（業務の委託）
当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第16条　（反社会的勢力の排除に対する表明保証）
利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
2　契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。
(1) 反社会的勢力に属していること
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
(3) 反社会的勢力を利用していること
(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
(6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用

いたこと
3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

第17条 （準拠法）
本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第18条 （合意管轄）
契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記
1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

https://usen-networks.ne.jp/hikariplus/

利用規約等
「USEN 光 plus 契約約款」

2. 料金表
2-1通則.
（1）（端数処理）
当社は、料金の計算において、その 計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（2）（消費税等相当額の加算）
約款の定めにより料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、料金表に定める額に消費税等相当額を加算した額とします。

（3）（料金等の臨時減免）
当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、約款の定めにかかわらず、臨時に、料金等を減免することがあります。

2-2. USEN 光アクセスにねん割（割引サービス）について
USEN光アクセスにねん割をご利用の場合は、割引料金が適用となります。当社が提供する割引サービスは以下のとおりです。

内容	対象サービス	割引額	解約事務手数料
本サービスの 24 ヶ月間継続利用をお約束いただくことを条件	USEN 光アクセスファミリー・ギガ	800 円	10,000 円

に、月々のご利用料金をお値引きするサービスです。	USEN 光アクセスファミリー・ハイスピード	
	USEN 光アクセスファミリー	
	USEN 光アクセスマンション・ギガ	300 円
	USEN 光アクセス　クロス　ファミリータイプ	780 円
	USEN 光アクセスマンション・ハイスピード	300 円
	USEN 光アクセスマンション（光配線方式・VDSL 方式・LAN 配線方式）	
	USEN 光アクセス クロス　マンションタイプ	780 円

※USEN光アクセスにねん割利用期間内に、お客様のご都合により本サービスを解約された場合は、上記解約事務手数料をお支払いいただきます。
※にねん割の最低利用期間は2年間です。

2-3.月額利用料

契約プラン	通信速度	月額利用料	にねん割適用後
USEN 光アクセスファミリー・ギガ	最大概ね 1Gbps	4,980 円	4,180 円
USEN 光アクセスファミリー・ハイスピード	下り最大 200Mbps 上り最大 100Mbps	4,980 円	4,180 円
USEN 光アクセスファミリー	最大 100Mbps	4,980 円	4,180 円
USEN 光アクセス　クロスファミリータイプ　※1	最大 100Mbps	5,980 円	5,200 円
USEN 光アクセスマンション・ギガ	最大概ね 1Gbps	3,480 円	3,180 円
USEN 光アクセスマンション・ハイスピード	下り最大 200Mbps 上り最大 100Mbps	3,480 円	3,180 円
USEN 光アクセスマンション	最大 100Mbps	3,480 円	3,180 円
USEN 光アクセス クロス　マンションタイプ　※1	最大概ね 10Gbps	5,980 円	5,200 円

※1　USEN 光アクセス クロスをご契約の場合、USEN ひかり電話オフィス/オフィスプラスはご利用いただけません。

2-4.端末設備

2-4-1　NTT 東日本株式会社のサービス提供地域

レンタル内容	月額利用料
ホームゲートウェイ＋無線 LAN カード（USEN 光アクセスファミリー・ギガの契約者用）　※2	300 円※3
ホームゲートウェイ＋無線 LAN カード（USEN 光アクセスファミリー・ギガ以外の契約者用）　※2	750 円※4
無線 LAN カード（1 枚）　※5	300 円※3
USEN 光アクセス クロス　専用ルータ	500 円

※2　無線 LAN カードは内蔵型と外付けの場合があります。
※3　アクセス回線と同時工事の場合またはお客様にて設置される場合を除き、別途設置工事費がかかります。
※4　USEN 光アクセスマンションまたは USEN 光アクセスマンション・ハイスピードの契約者で、当社がレンタルで提供するひかり電話対応機器をお使いの場合、別途 450 円/月がかかります。またアクセス回線と同時工事の場合またはお客様にて設置される場合を除き、別途設置工事費がかかります。
※5　無線 LAN カードをご利用いただくには、USEN ひかり電話（500 円～/月）もしくはホームゲートウェイレンタルのご利用が必要です。

2-4-2　NTT 西日本株式会社のサービス提供地域

レンタル内容	月額利用料
ホームゲートウェイ　※6	250 円※8
無線 LAN カード（1 枚）※7、※9	100 円※8
USEN 光アクセス クロス　専用ルータ	500 円

※6　ひかり電話対応機器をご利用されていない方が対象となります。
※7　ひかり電話対応機器をご利用されている方が対象となります。 型番により機器の交換が必要な場合があります。（有料）
※8　アクセス回線と同時工事以外の場合またはお客様にて設置される場合を除き別途設置工事費がかかります。
※9　無線 LAN カードをご利用いただくには、USEN ひかり電話（500 円～/月）もしくはホームゲートウェイレンタル（250 円～/月（低価格プランの場合））のご利用が必要です。

2-4-3　損害遅延金

契約者は、当社が貸与した機器を紛失、破損した場合および返却期限までに当社に返却しない場合、当社の請求に従い機器損害金を支払うものとします。なお、下表に定める機器損害金の額は最大金額であり、請求金額は機器の継続利用年数により異なります。

機器	単位	機器損害金額（非課税）
回線終端装置（ONU）	1 台あたり	14,000 円
VDSL 宅内装置	1 台あたり	3,000 円
ホームゲートウェイ 基本装置	1 台あたり	12,000 円
無線 LAN カード	1 台あたり	1,000 円
USEN 光アクセス クロス　専用ルータ	1 台あたり	5,000 円

2-5. 工事費

2-5-1　新規開通工事費、移転工事　等

新規開通工事費	USEN 光アクセスファミリー USEN 光アクセスファミリー・ハイスピード USEN 光アクセスファミリー・ギガ USEN 光アクセス クロス　ファミリ	新設工事/配線ルート変更	20,000 円
		配線設備再利用	10,600 円
		派遣工事無し	3,000 円

	ータイプ		
	USEN 光アクセスマンション（光配線方式） USEN 光アクセスマンション・ハイスピード USEN 光アクセスマンション・ギガ	新設工事/配線ルート変更	20,000 円
		配線設備再利用	10,600 円
		派遣工事無し	3,000 円
	USEN 光アクセスマンション（VDSL 方式･LAN 配線方式）	VDSL 方式	20,000 円
		LAN 配線方式	10,600 円
		派遣工事無し	3,000 円
	USEN 光アクセスクロス　マンションタイプ/ USEN 光アクセス クロスファミリータイプ	新設工事/配線ルート変更	20,000 円
		配線設備再利用	10,600 円
		派遣工事無し	3,000 円
移転工事費	USEN 光アクセスファミリー USEN 光アクセスファミリー・ハイスピード USEN 光アクセスファミリー・ギガ USEN 光アクセスクロス　ファミリータイプ	新設工事/配線ルート変更	20,000 円
		配線設備再利用	10,600 円
		派遣工事無し	3,000 円
	USEN 光アクセスマンション（光配線方式） USEN 光アクセスマンション・ハイスピード USEN 光アクセスマンション・ギガ	新設工事/配線ルート変更	20,000 円
		配線設備再利用	10,600 円
		派遣工事無し	3,000 円
	USEN 光アクセスマンション（VDSL 方式･LAN 配線方式）	VDSL 方式	20,000 円
		LAN 配線方式	10,600 円
		派遣工事無し	3,000 円
	USEN 光アクセスクロス　マンションタイプ/ USEN 光アクセス クロスファミリータイプ	新設工事/配線ルート変更	20,000 円
		配線設備再利用	10,600 円
		派遣工事無し	3,000 円

※代表的な工事の場合の金額となります。工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。

2-5-2 その他割増工事費

・夜間（17 時～22 時）に工事を行う場合、「2-5-1　新規開通工事費、移転工事　等」および「2-6.料金　(3)構内ルート調査費、(4)時刻指定追加料金 ※11」に定める金額の 1.3 倍の金額をお支払いいただきます。
・深夜（22 時～翌 8 時 30 分）に工事を行う場合「2-5-1　新規開通工事費、移転工事等」および「2-6.料金　(3)構内ルート調査費、(4)時刻指定追加料金 ※11」に定める金額の 1.6 倍の金額をお支払いいただきます。
・土日祝日に工事を行う場合、「2-5-1　新規開通工事費、移転工事　等」および「2-6.料金　(3)構内ルート調査費、(4)時刻指定追加料金 ※11」に定める金額とは別に、土休日工事費加算額として 3,300 円（税抜価格 3,000 円）を支払うものとします。

2-5-3 分割残債

NTT 東日本株式会社・NTT 西日本株式会社提供の「フレッツ光」サービスを利用し、かつ開通工事費の分割残債額がある状態で USEN 光アクセスに転用した場合、開通工事費の分割残債額は引き続き当社へお支払いただきます。
光コラボレーション事業者提供のサービスを利用し、かつ開通工事費の分割残債のある状態で USEN 光アクセスに事業者変更した場合、開通工事費の分割残債額は変更元の光コラボレーション事業者へ一括でお支払いただきます。

2-5-4　品目変更工事費

変更前＼変更後		ファミリー	ファミリー・ハイスピード	ファミリー・ギガ	クロス ファミリー	マンション			マンション・ハイスピード	マンション・ギガ	クロス マンション
						光配線方式	VDSL 方式	LAN 配線方式			
USEN 光アクセス											
ファミリー			3,000 円	3,000 円	3,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
ファミリー・ハイスピード		3,000 円		3,000 円	3,000 円	20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
ファミリー・ギガ		3,000 円	3,000 円		3,000 円	20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
クロス ファミリー		20,000 円	20,000 円	20,000 円		20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
マンション	光配線方式	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円		20,000 円	10,600 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
	VDSL 方式	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円		10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
	LAN 配線方式	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円		20,000 円	20,000 円	20,000 円
マンション・ハイスピード		20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	3,000 円	20,000 円	10,600 円		3,000 円	3,000 円
マンション・ギガ		20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	3,000 円	20,000 円	10,600 円	3,000 円		3,000 円
クロス マンション		20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	3,000 円	20,000 円	10,600 円	3,000 円	3,000 円	
フレッツ光ネクスト											
ファミリータイプ			3,000 円	3,000 円	3,000 円	20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
ファミリー・ハイスピードタイプ		3,000 円		3,000 円	3,000 円	20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円

ファミリー・ギガラインタイプ およびファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼	3,000 円	3,000 円		3,000 円	20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
ギガファミリー・スマートタイプ	3,000 円	3,000 円	3,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
マンションタイプ 光配線方式	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円		20,000 円	10,600 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
マンションタイプ VDSL方式	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円		10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
マンションタイプ LAN方式	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円		20,000 円	20,000 円	20,000 円
マンション・ハイスピードタイプ	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	3,000 円	20,000 円	10,600 円		3,000 円	3,000 円
マンション・ギガラインタイプ	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	3,000 円	20,000 円	10,600 円	3,000 円		3,000 円
ギガマンション・スマートタイプ	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	3,000 円	20,000 円	10,600 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
ビジネスタイプ	10,600 円	10,600 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
プライオ10	10,600 円	10,600 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
プライオ1	3,000 円	3,000 円	3,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	10,600 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円

※移転と同時に品目変更を行う場合は「移転工事費」が適用となります。
※転用と同時に品目変更する場合、「転用契約事務手数料」が別途発生いたします。
※転用と同時に品目変更する場合、「VDSL 一体型ひかり電話対応ルータ取替工事費（派遣工事費）：2,900 円」が別途発生することがあります。
※土日・祝祭日および、年末年始などに工事を実施する場合は、料金が異なる場合があります。

2-5-5　VDSL 一体型ひかり電話対応ルータに係る工事費

VDSL 一体型ひかり電話対応ルータ取替工事費（派遣工事費）	2,900 円

2-6. 料金

（1）手続きに関する料金

新規契約事務手数料	4,500 円
転用契約事務手数料	3,500 円
事業者変更契約事務手数料	3,500 円
事業者変更番号発番事務手数料	3,000 円
取消し事務手数料　（新規）	4,500 円
取消し事務手数料　（転用）	3,500 円
取消し事務手数料　（事業者変更）	3,500 円

（2）支払証明書の発行手数料

内容	単位	料金
支払証明書の発行手数料	1枚ごと	400円

※上記の発行手数料のほか、印紙代および郵送料（実費）が必要な場合があります。

(3)構内ルート調査費

区分	単位	料金
基本サービス	1 経路	13,000円
通路確認オプションサービス ※10	1 経路	3,000円

(4)時刻指定追加料金 ※11

時間帯 ※12	単位	料金
日中（9:00~16:00）	1 経路	東日本・ 西日本エリア 11,000円
夜間帯（17:00~21:00）	1 経路	東日本・ 西日本エリア 20,000円
深夜帯（22:00~8:00）	1 経路	東日本・ 西日本エリア 30,000円

※10 基本サービスと同一申し込み・同一設置場所に限ります。
※11 契約者にて実施時刻を指定（1 時間単位（正時のみ））する場合に追加で発生する料金となります。
※12 ○○:○○からは 00 秒を含み、○○:○○までは 00 秒を含みません。

（以下余白）

別紙　【読替え表】

第1表　**特定協定事業者約款中の表記の読替え**

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
株式会社ＵＳＥＮ　ＮＥＴＷＯＲＫＳ	株式会社　ＵＳＥＮ　ＩＣＴ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ
契約者	株式会社　ＵＳＥＮ　ＩＣＴ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓと本サービス利用契約を締結した者
ＵＳＥＮ　光plus ファミリー	USEN 光アクセスファミリー
ＵＳＥＮ　光plus マンション	USEN 光アクセスマンション

第2表　**対象となるサービスの読替え**

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
ＵＳＥＮ　光plus	USEN GATE 02 USEN 光アクセスサービス

（以下余白）